



# ほんごう一彦 県政報告 (平成25年2月)

(発行) 自由民主党県議団松本第2支部  
松本市小屋南1-12-7  
TEL: 0263-85-5153, FAX: 0263-85-5160  
http://h-kazuhiko.jp

歴史の十字路口に立つ長野県再生元年に向けて

昨年12月の総選挙は民意により安倍政権が発足し、速やかに約13兆円に上る24年度補正予算、そのうち経済対策が10兆円、更に25年度予算92・6兆円、15カ月予算の視点では100兆円を超える規模を臨時閣議で決定いたしました。

日銀の金融緩和、財務省の財政出動、経済産業省の経済成長を複合的有機的にかまかせながら、15年間に及ぶ深刻なデフレ状況こそが日本経済の最大の課題であります。地方交付税については、マイナズ3921億円の17兆624億円となり、地方振興の点から危惧される点であります。

将来に向けて展望を持った社会資本整備としての公共政策は、補正と25年度予算を合算すると約11兆円にも上り、地方経済の再生のスタートになることを期待いたします。

いずれにしてもアベノミクスが完成するには全治3年はかかると思われ、長期の視野に立った国民各位の理解の上、決断できる安定政権こそが、日本に求められている基本的理念に他なりません。

歴史の十字路口に立つ日本政治は、国・地方に関わらず新しい発想力を持ってこの閉塞的環境に挑戦しなければなりません。政治そのものを本質的に蘇生させるものは豊かな想像力であり、創造力であり、新しいベクトルによる新しい政策を算出しなければ、国民は政治そのものを見放すことでしょう。故に、日本の政治は新しい方向性との確かな理念を提示し

なければならぬ政治の季節となり、20世紀という高度に発達した近代文明とそのテクノロジーやグローバル化について我々は謙虚に反省し、真に人間のための政治の復権を指向する必要があります。

長野県においても、そのような観点から総合5ヶ年計画を策定し、私も議会側の会長として各般に渡り提言してききましたが、その中核となるものは、経済政策と教育問題でありました。

多くのポテンシャルに恵まれた無限の可能性を秘めた郷土長野県が、全国都道府県のフロントランナーとして果たすべき役割は、極めて重要であります。

従って、正当な歴史観を柱に日本の長野県の再構築を迅速に行わなければならないが、今日の日本の全体的状況は、衰運の兆しが各分野に感じ、強い危機感に苛まされております。

私達は次の時代を担うべく、大きな包容力と寛容性を基軸に新たな文明社会の造形に努力しなければなりません。そうした意味で当面、経済成長の観点から次世代産業の育成は、産業構造の急激な変化の中で、最も重要であります。

今ある現代文明が真に人間にとって望ましいものであったのかを踏まえながら、私も政治家の一人として時代の十字路口に立つ現代政治に果敢に挑戦する決意であります。

長野県議会議員  
自由民主党県議団  
団長 本郷一彦

## 平成24年11月定例会 環境商工観光委員会 環境部 質疑要旨

### 温暖化防止の長期目標について

【本郷委員】

成熟国家における、新たな経済成長の概念において低炭素社会をいかに実現していくかが、我が国における大局的な国家戦略、基本認識として重要と考えている。

現在、長野県地球温暖化防止県民計画の改定作業を進め、2月議会条例改正の予定と聞いているが、2050年の長期目標について、温室効果ガス排出量80%の削減、最大電力需給75%の削減という非常に高い目標であり、県民へ大きな影響が及ぶと推測されるが、現在の議論はどのような状況か。

【中島温暖化対策課長】

成熟国家における低炭素社会の実現、経済成長と連動しながら同時に温室効果ガスの削減ができる社会を目指した戦略にしていきたい。

温室効果ガス排出量を2050年に80%削減の目標については、国の第4次環境基本計画において位置づけられており、国際的なIPCCの議論の中で、今後の気温上昇を2度以内に抑えるためには先進国で80%削減が必要という議論から出てきた数値。県としても、現段階で、国の動きを尊重したもので。

最大電力需要については、現在、国の目標は無く、長野県独自の目標。中間報告、パブリックコメント、10地域での地域懇談会、関係業界との意見交換会・ステークホルダー会議等を開き、目標についても様々な意見が出されたところ。一つは、

国で検討している革新的エネルギー環境戦略に基づく2013年以降の新しい温暖化対策の計画などの国の動向を注視していきたい。また、地域懇談会やパブコメ等における意見を踏まえ、最大電力需要75%削減の目標については、現在見直す方向で調整しているところ。今後も国の動向、関係団体等の意見を踏まえながら、

目標を設定していきたい。

### 信州リサイクル製品認定制度の継続について

【本郷委員】

信州リサイクル製品認定制度は、3年間の延長の後、平成26年度にはなくなること。しかし、業界は制度の継続を希望している。

66製品のうち、再生砕石は、本制度によりマーケットでの流通を得ている。しかし、制度がなくなると、現状でも自然の石の方の流通量が7対3、8対2と非



環境委員会にて、地球温暖化問題について質疑を行う

常に多く、対応に苦慮することになる。

業界では、信州リサイクル製品認定制度を評価している。業界自身の自主努力も重要であることは認識しているが、マーケットでの流通について配慮いただきたいと議会では業界より相談をいただいている。行政当局の見解を伺いながら業界の方々とも話したいと考えている。

県の指導力を発揮してもらい、本制度が3年後になくなるとしても、せつかくの制度をいい形で残してもらおうことによりリサイクル製品のマーケットが残って行くようにしてもらいたい。これができれば持続型社会のひとつの証左になる。こ

れについてのご見解をいただきたい

【古厩廃棄物対策課長】

本制度については、概ねリサイクルという言葉も県民に浸透し、また66品目が現在認定されている。

現在では、県がやらなくても巷にはリサイクル製品が多く出てきている時代になつてきていることから、制度自体も一定の効果を得ることができたと思われ、新たな認定は23年度をもって終了した。

しかし、現在登録されている66品目については、向こう3年間はしっかりと様々PRをして、マーケットでの流通を確保するよう努力している。

特に、66品目ある中で、公共事業系の道路の基盤材等として使えるものが43品目ある。こういったものの需要はどうしても公共事業に頼らざるを得ないところがある。よって、建設部、農政部、林務部など公共事業系の部署に利用促進の働きかけを行っている。特に、建設部では認定製品を使うためのモデル事業があり、積極的に利用してもらっている。

昨年をもって新たな認定を終了しているが、我々もこれで終わりとは思ってはいない。ただ、県が関与したものは一定の成果を得たと思っている。今現在関係団体の方々と話をして、県が直接関与しなくても民間ベースで同じ形が継続できないかと研究している。今後、うまく調整がとれたあかつきには衣替えをして再スタートしたいと考えている。

【本郷委員】

今のご答弁により認識を深めることができました。市町村の中にもかなり温度差があるので、県が全体としては是非強い指導力を発揮してもらいたいと業者は言っている。この点をご理解願いたい。そうすることによってマーケットでの流通が確保される。小型家電リサイクル法と信州リサイクル認定制度について強い要望をいただいたので、一段のご高配をいただきたい。

(裏面へ続く)

(表面の続き)

### デフレに対する見解について

#### 【本郷委員】

昨日、中小企業の経営者からお話をお聞きしたが、経済情勢は、大変厳しい状況にあると認識している。雇用の面でも、大手企業の雇用調整による問題が起きている。

現在、デフレの長期化問題に直面している。知事も一般質問で答えていたが、デフレ問題について、大局的な視点からの見解を、商工労働部長にお聞きしたい。

#### 【太田商工労働部長】

端的に言うと、需要不足と供給過剰により、ものが売れないために価格が下がり、結果、企業業績が悪化し、従業員の所得が減り、それが家計を圧迫し、一層景気が悪くなる状況にあると考えている。政府の見解では、17年間デフレが続いているとのことであり、この間、日本銀行では、ゼロ金利に近い金融政策を行っているとは承知している。

### 日本銀行の金融政策について

#### 【本郷委員】

金融政策の中では、量的緩和の是非が問われている。日本銀行が、政府発行の建設国債を購入する買オペレーションについて見解をお聞きしたい。

#### 【太田商工労働部長】

一般論でいうと、デフレに対する金融政策は2つあり、一つは金利をどこまで下げられるかということ、もう一つは、今お話があったように、市場に出回る貨幣の流通量を増やすことと認識している。

発行された建設国債を日本銀行が買い支えた場合、市場にお金が出回することは事実といえる。

また、公共事業によって投資されたお金が一般社会に出回り、少な

くともその間については、景気に対して良い影響があるとみている。

#### 【本郷委員】

健全な抑制力を持ち、日本銀行の独自性を担保しながらも、量的緩和について、適切に運用をしていかなければいけないと考えている。

### 財政出動の必要性について

#### 【本郷委員】

財政出動は、政府が行えるデフレ対策の一つと考えられる。地方公共団体である長野県も、言い方を換えれば長野県の「政府」といえる存在であり、長野県の政府として、県が、金融政策、財政出動について明確に戦略を出さなければ、状況の打破は難しい。これについて、見解をお聞きしたい。

#### 【太田商工労働部長】

短期的、中長期的に分けて考える必要がある。

短期的に見ると、中山間地においては建設業が大きな雇用吸収力を持っているため、一般論で言うところ、財政出動により公共事業を行うことで、地域の景気・雇用に良い影響を与えると考えている。しかし、いつまでも公共事業に頼ることはできないと認識している。

中長期的にみると、財政出動とは少し違うが、産業の活性化が必要である。それには、お金を使える世帯を増やし、需要を喚起する必要がある。方法としては、企業利益の従業員への配分を多くして、可処分所得を増やす方法がある。

もう一つの方法としては、市場において魅力あるヒット商品を生み出すことがある。この厳しい中でも、スマートフォン関連の企業は、忙しい状況が続いている。

また、家や自動車等の消費は、産業連関の観点から見ても波及効果が大きく、これらの商品を、国民、県民が、安心してロインを組んででも買えるようになれば、効

果が大きいと考えられる。

ヒット商品を生むとか、労働分配率を変えとか、どこかの段階できっかけを作ることが必要である。

#### 【本郷委員】

正しい解釈だと思う。実は、日本の輸出比率はそれほど高くなく、必要なのは内需の拡大である。

そのためには、次世代の産業に対して中期的な展望を持つ必要がある。併せて、年金、医療、介護、子育てなどの社会保障制度を明確にし、国民に安心感を与えることで、個人資産を動かす必要がある。県に出来ることには限度があると思うが頑張っていたきたい。

### 中小企業金融円滑化法について

#### 【本郷委員】

金融円滑化法について、10日ほど前に金融庁の方々との意見交換をした。金融担当大臣談話を踏まえ、「来年3月で(円滑化法)終了となるが、①金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努める。②金融検査・監督の目線やスタンス。③検査・監督を通じて、金融機関に対し、関係金融機関と十分な連携を図りながら貸付条件の変更等の円滑な資金供給に努めるよう促す。④不良債権の定義。

以上については、円滑化法の期限到来後もこれまでと何ら変わらな

い。また、金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促す。」と言われた。

これは、霞ヶ関のしたたかな表現であり、実際、来年3月に(円滑化法)期限到来すれば法的拘束力が無くなるため、現実には違う風景が出てくると予測している。

従って、先般、この法律の期限延長という意見書を全会派一致して、本会議で可決した。

金融庁の話では、「国では企業再生支援機構、県では中小企業再生支援協議会が非常に適切に運営をされているので、ここでも是非、良い形で対応していただきたい。

また、ファンド等が出来れば更に理想的である」と言われているが、現実には、全国で30、40兆円の不良債権が出ることは既に報道がされている。

当然、金融当局はA、B、Cランクに分けるため、来年4月1日以降どうなるか分からない。そこまで見通して対応しなければいけないと思うが、総じて太田部長にご見解をお伺いしたい。

#### 【太田商工労働部長】

金融円滑化法について、もともとはリーマン・ショックの影響の緩和とすることで金融庁で当時の亀井金融大臣が主唱でやられた「モラトリアム」というべきものだと思います。

当初は、21年12月から23年3月で終わる予定が、景気がなかなか良くならないこと、もう一つは震災の影響もあつて2度延長され来年の3月で最終的な期限となっている。

いくつかの対策として、一つは、金融大臣の談話を指針として私どもにも来ていますが、円滑化法終了後でも金融機関においては、企業からの借換要望について真摯に

えてほしいというもの。

もう一つは、再生支援協議会について、金融機関等から派遣していただいている専門家が、企業の再生計画の策定を支援し、それに基づいて貸付条件の見直しをはじめ企業そのものの活性化を図ることである。

これについては、計画を作るまでに非常に時間がかかるという問題があったが、今夏の通達により、再生計画の策定期間が短縮されるように支援方法が変更された。

加えて、各金融機関の協力により、10月1日から再生支援協議会の人数を増やしたところで、実際、相談件数なども増加している。

もう一つは、金融そのものだが、先ほどの金融機関の努力も当然必要と思っており、また、各金融機関にも依頼する予定であるが、私どもも借換のための制度資金があり、来年の3月で取扱期間終了の予定であるが、延長する方向で今、制度設計をしているところであり、財政当局で認めていただければ、来年度以降、その方向でやっていきたいと検討している。

もう一つは、先ほど経営支援課長から説明したが、金融円滑化法の期限到来に関わる相談窓口を商工会連合会の各単会70会と協調して開設をしており、来年3月まで、場合によっては、それ以降まで含めて、個別の相談に対応するようになっている。

#### 【本郷委員】

私の友人も数人、この制度を利用しており、来年もし、(円滑化法)即、期限終了となれば、廃業という覚悟でやっているほど現実味がある話なので、総力戦で、今、回答をいただいた方向でソフトランディング出来るよう是非ともご対応をお願いしたい。



商工観光委員会にて、経済対策について質疑を行う